

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の一部を改正する規則）

学校人事課

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月23日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則）

市町村教育委員会への学校非常勤講師の派遣に関して必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、非常勤講師が会計年度任用職員に移行することから、規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

会計年度任用職員への移行に伴い、規定を整備する。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の3

6 添付資料 新旧対照表

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第3号） 新旧対照表</p>	
<p><u>非常勤講師の派遣に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から市町村教育委員会への<u>非常勤講師</u>の派遣について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 非常勤講師の職務は、沖縄県教育委員会教育長 _____が別に定める。</p> <p>(削る。)</p> <p>(任用及び任用期間)</p> <p>第4条 非常勤講師は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任用する。</p> <p>(1) <u>教育職員免許法</u>（昭和24年法律第147号）に基づき教員の相当免許状を有する者</p> <p>(2) <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条の規定に該当しない者</p> <p>2 <u>非常勤講師の任用期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学 校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。</u></p> <p>(身分等)</p>	<p><u>市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から市町村教育委員会への<u>学校非常勤講師</u>（以下「<u>非常勤講師</u>」という。）の派遣について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣)</p> <p>第2条 県教育委員会は市町村教育委員会が非常勤講師の派遣を申請した場合において必要と認めるときは、非常勤講師を派遣することができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 非常勤講師の職務は、沖縄県教育委員会教育長（以下「<u>県教育長</u>」<u>とい う。</u>）が別に定める。</p> <p>(任用及び任用期間)</p> <p>第4条 非常勤講師は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任用する。</p> <p>(1) <u>教育職員免許法</u>（昭和24年法律第147号）に基づき教員の相当免許状を有する者</p> <p>(2) <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条の規定に該 当しない者</p> <p>2 <u>非常勤講師の任用期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学 校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。</u></p> <p>(身分)</p>

<p>第4条 非常勤講師は、<u>会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）とする。</u></p> <p>2 非常勤講師は、<u>派遣先市町村教育委員会の職員の身分を併せ有するものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当は、県の負担とする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第5条 非常勤講師の報酬、勤務条件等は、<u>県教育委員会が別に定める規程によるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(勤務)</p> <p>第6条 非常勤講師の服務は、<u>派遣先市町村の職員に関する法令の規定により、当該市町村教育委員会が監督する。</u></p> <p>(人事評価)</p> <p>第7条 非常勤講師の地方公務員法第23条の2第1項に規定する人事評価は、<u>沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第6号）の適用を受ける職員の例により行うものとする。</u></p> <p>(勤務状況等の報告)</p> <p>第8条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況等を県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>第5条 非常勤講師は、<u>法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員</u>とする。</p> <p>2 非常勤講師は、<u>県教育委員会職員と派遣先市町村教育委員会職員の身分を併せ有するもの</u>とする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第6条 非常勤講師の報酬及び通勤費用相当額は、<u>沖縄県特別職に属する非常勤職員</u>の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第7条 非常勤講師の勤務時間等勤務条件は、<u>県教育長が別に定める。</u></p> <p>(勤務)</p> <p>第8条 非常勤講師の服務は、<u>派遣先市町村の職員に関する法令の規定により、当該市町村教育委員会が監督する</u></p> <p>(新設)</p> <p>(勤務状況等の報告)</p> <p>第9条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況等を県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(解職)</p> <p>第10条 県教育委員会は、<u>非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは任用期間内であっても解職することができる。</u></p> <p>(1) <u>第8条の規定に違反したとき。</u></p>
---	---

<p>(2) <u>非常勤講師として不相当と認められる行為をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>任用の必要がなくなったとき。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については<u>県教育長</u>が別に定めるものとする。</p>	<p>(補則)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については<u>沖縄県教委教育長</u>が別に定めるものとする。</p>
--	---

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。